

乳幼児における子どもを取り巻く環境  
——子どもの権利擁護と身近な人間関係に関する  
文献調査——

Environment Surrounding Children in Infants and  
young children:  
Literature Review on Children's Rights Protection and  
Close Interpersonal Relationships-

大西 清文

Kiyofumi Onishi

問題と目的

2016年改正の児童福祉法において、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」と第1条に定められている。これは、条文にあるとおり、1989年に国連総会で採択された児童の権利に関する条約（以下子どもの権利条約）の批准国としての責務を果たすことにおいて、「子どもは権利の主体」であることを明記したもので、1947年から続いた改正前の児童福祉法にある「子どもは愛護される存在」、いわゆる客体存在という考えからの大転換であった。

また、児童福祉法第2条において、「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない」と国民の努力義務を規定しているが、その内容から、児童はそれぞれ異なる発達や能力が年齢や発育に応じた成長の過程にあることも示されている。この発達過程下にある乳幼児の権利擁護について、乳幼児自身の意思表示、周りの大人の理解とその対応について、児童福祉法や子どもの権利条約にある「最善の利益を守る」ことを踏まえると、大きな課題があるのではないかと思料される。

そこで本稿は、この乳幼児の権利擁護について、その行使にあたる養育を保護者、保育者等身近な人間関係に関する文献調査を行うことにより、乳幼児の権利擁護の状況や課題について概観する

ことを目的とする。

### 乳幼児における権利概念

文献調査を行う上で、乳幼児の定義とその権利の概念を捉えておく必要があるので整理しておく。

児童福祉法第4条において、児童の定義は次のように定められている。

「この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- 一 乳児 満一歳に満たない者
- 二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者」

以上の条文から、乳幼児は「0歳～小学校入学前までの児童」と定義される。さらに、児童福祉法における子どもの権利については、前述の第1条・第2条に規定されている。これらの内容は、子どもの権利条約に定める4つの権利「生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利（意見表明権）」に依拠しているものである。

しかし、児童福祉法の定める権利内容において、乳幼児の権利についてみると、「児童の年齢及び発達程度に応じて」と記されているのみで、年齢毎に対応した特段の取り組みや具体的な内容を明示するものはない。

この乳幼児の権利については、国連子どもの権利委員会の一般的意見7号（2005）<sup>1)</sup>「乳幼児期における子どもの権利の実施」において、その成長や発達に対応した内容が求められる権利として、子どもの権利条約に基づき以下のとおり詳述している。

〈生命・生存・発達に対する権利〉第6条は、生命に対する子どもの固有の権利と、子どもの生存および発達を可能な限り最大限に確保する締約国の義務に言及している。締約国は、(中略)、人生のきわめて重要なこの段階においてすべての乳幼児のウェルビーイングを促進する条件を整備するために、あらゆる可能な措置をとるよう促されるところである。(以下略)

〈差別の禁止に対する権利〉第2条は、すべての子どもに対し、いかなる種類の差別もなく諸権利を保障している。委員会は、締約国に対し、乳幼児期における権利の実現にとってこの原則が有する次のような含意を理解するよう促すものである。(a) 第2条は、たとえば暴力からの平等な保護が法律ですべての子ども（乳幼児を含む）に保障されていない場合のように、乳幼児一般に対する差別がいかなる事由にもとづいても行なわれてはならないことを意味する。乳幼児は、相対的に無力でありかつ自己の権利の実現について他者に依存しているため、差別を受けるおそれとくに大きい。(以下略)

〈子どもの最善の利益〉第3条は、子どもに関わるあらゆる行動において子どもの最善の利益が第一義的に考慮されなければならないとの原則を定めている。乳幼児は相対的に未成熟であるため、自己のウェルビーイングに影響を及ぼす決定および行動との関連で、その子どもの意見および発達

しつつある能力を考慮に入れながらその権利および最善の利益を評価および代表する、担当の公的機関に依拠することになる。最善の利益の原則は条約で繰り返し登場するものである（乳幼児期にもっとも関連する 第9条、18条、20条および21条を含む）。（以下略）

〈乳幼児の意見および気持ちの尊重〉第12条は、子どもが、自己に影響を与えるすべての事柄について自由に意見を表明し、かつその意見を考慮される権利を有すると述べている。この権利は、自己の権利の促進、保護および監視に積極的に参加する主体としての乳幼児の地位を強化するものである。（以下略）

また、ユニセフは世界子供白書（2001）<sup>2)</sup>において、0～3歳児の権利を「身体的危険からの保護、十分な栄養とヘルスケア、適切な予防接種、愛着をもつことのできる成人、気持ちを理解し、応えてくれる成人、見て・触れて・聞き・嗅ぎ・味わうことのできるもの、自分の世界を探る機会、適切な言語刺激、新たな運動、言語・思考能力獲得のための支援、自立心を伸ばす機会、行動を抑制する仕方を学ぶための支援。自己のケアを学び始める機会、毎日、多様な対象と遊ぶ機会」とし、就学前までの子どもの権利を、前述のものに加えて「細かな運動能力を伸ばす機会、話し・読み・歌うことをとおした言語能力の強化、達成感を育てるための活動、協力・支援・分かち合いについて学ぶ機会、予備的な読み書き能力の確認、行動を通じての積極的学習、責任をとり・選択をする機会、何かを成し遂げるために自制・協力・忍耐の能力を培うことを奨励、自分に価値があると思う気持ちの強化、自己表現の機会、創造性の奨励」とまとめている。

本稿における調査文献にある子どもの権利の考察は、以上の乳幼児の権利概念を用いて行う。

## 方 法

2022年7月に国立情報学研究所の文献情報・学術情報検索サービス（CiNii Articles）を用いて論文検索を行った。「子どもの権利 乳児」「子どもの権利 幼児」、「子どもの権利 保育」をキーワードに検索し、その中で、子どもの権利条約採択の1989年以降に発表され、かつ子どもの権利について保護者、保育者等との関わりに関する調査または考察を行っているもの19件を対象とした。

表1 本研究で対象とした文献の概要

番号	著者 (年)	目的・対象・方法	結果・考察
1	千葉 2019 <sup>3)</sup>	保育中の日常的な営みにおいて、子どもが安心した生活を送るための人権、特に意見表明権に着目し、その権利を子どもがどのように感じているかに焦点をあてて考察。	子どもが意見表明する時、「自分の考えを安心して表現できる大人との関係性・仲間の子どもの自分の考えを分かってくれると思える集団の安心できる関係性」と「子どもも大人も意見表明しやすい場づくり」等が必要である。
2	小田倉 2020 <sup>4)</sup>	子どもの最善の利益を保障する保育者の理念的原則を、J・コルチャックの子どもの権利に対する考え方をもとに、A県保育者243名の意識に関するアンケート調査を実施。	保育における乳幼児の声について、保育者の子どもへの養護意識は明確にあるが、権利としての尊重と実践については同等の意識には至っていない。子どもの権利概念への意識確立が求められる。
3	小田倉 2020 <sup>5)</sup>	国連子どもの権利委員会一般的意見第7号とJ・コルチャックの乳幼児の権利観の共通性から、乳幼児の意見表明とこの権利が内包する子どもの発達意義について考察。	乳幼児の意見表明権は、子どもの意見とそれらに対する親や保育者による言葉の傾聴、言葉とおりの理解と尊重という協同作業によって初めて行使に至ると言える。
4	浅田 2021 <sup>6)</sup>	人権保育の目標と2017年改訂の幼稚園教育要領が示す幼児期の終わりに育って欲しい姿の分析により、保育における人権教育の課題を明らかにする。	育って欲しい姿には、人権保育が求める生命維持や自信に関する姿は見られたが、自己決定や抵抗に関する姿は見られなかった。善悪の判断を共同体の慣習にそって行う道徳的側面が強く、個の尊重や不当な扱いへの抵抗による権利回復面が弱いことが見出された。
5	寶川・ 越智 2022 <sup>7)</sup>	児童の権利に関する条約に日本が批准したこと、保育の実践にどのように生かされるのか、また課題があるのかを事例とともに論じる。	子どもの権利保障と、発育発達の関係・保育所等や施設長等管理的職員の役割を考察する中で、保育における「子どもの人権」は、保育者が個々の子どもの意思を尊重して関わる必要性と「自分という環境」が子どもに与える影響を常時意識した保育に取り組むことが重要である。
6	曾和 2006 <sup>8)</sup>	子どもの最善の利益・反差別と共生・グローバルという視点から人権保育を考察するとともに、個の人権保育の先導してきた同和保育についての考察。	人権保育における「教育・保育の内容」「子どもの最善の利益」とその構造を考察する中で、人権保育の理念は、子どもが内在的に持つエンパワメントの支援と自己実現を図れる子どもの養育、自尊感情を育みお互いの人権を尊重できる子どもの養育であると言える。
7	玉置 2006 <sup>9)</sup>	人権保育についての目標に焦点を当てる上で、「決めつけを許さない仲間関係をどう作るか」等の著者が述べる「社会の偏見に対応する力」等の同和保育の4つの柱を踏まえた中で、保育現場での目標整理を行う。方法は、保育士203名に対し、玉置の提案と討論・ペーパーによる意見提出を実施。	結果は、4つの柱に沿うことで、①それが園の目標設定の素となり、幼児集団の発展における「価値観・心情等」明確でない目標が避けられ、かつ当面の目標から遠い目標を検討する枠組みの構築も可能とする②目標を指導計画にするための手順が、課題やその解決に要す期間等から整理することができる。
8	有馬 2013 <sup>10)</sup>	学校教育における人権教育に関する閉塞的な問題指摘がある中、その打破の方策を乳幼児期の人権形成に認める課題の考察。	人権感覚の醸成と身体化にあたっては、子どもが遊びにおいて自由を感得すること、さらに自己と他者の身体性の交錯時に人権感覚が強化すると考察された。すなわち、遊びによる自己発見と他者相互の自由の保障が重要であり、人権保育は保育そのものを構成していると考察できる。
9	浅田 2017 <sup>11)</sup>	子どもの権利条約第5条にある親・保育者等の指導の尊重原理を踏まえ、保育における子どもの権利行使の指導方針を明らかにすること。	指導の課題と方針において、子どもには「適切な指導」を拒否する権利があることを明らかにし、指導概念の固有性を示した。さらに教育目的との合致において、子ども中心を強調するあまり、子どもの最善の利益や発達への権利を損なう可能性が否めないことを明らかにした。
10	爾 2006 <sup>12)</sup>	子どもの意見表明権における話し合い活動がその成熟を促進する手段であり、その活動の充実について、A市公立保育所(3カ所)の年長児、66名に対して、2002年6月～2003年3月までの非参与観察・事例記録・聴き取り調査を実施。	話し合い活動は、所全体での継続的な取り組みにより、子どもの積極的な参加が促進された。権利条約にある制約条件の成熟を求めるならば、意見表明の経験の積み重ねる機会を与えることが重要であり、その能力を育てていくことに重点を置く必要がある。

11	森 2022 <sup>13)</sup>	乳幼児を市民と認識し、意見表明や社会参加の権利を認めるレッジョ・エミリア市（イタリア）における子どもの権利に関する取り組みをまとめた文書から、子どもの権利と乳幼児保育・教育実践の関係性を考察。	レッジョ・エミリア市では、子どもの権利の展開にあたり、保育者は日々の実践の中で子どもを矮小化せず、その権利を意識しながら傾聴対話を行い、保護・供与か参加（意見表明）という二項対立について子どもの権利の根幹となる子ども観を子ども、保育者、保護者、市民との共有による克服を示唆。
12	長谷 2015 <sup>14)</sup>	子どもの権利条約批准25年を迎える中、わが国の就学前教育・保育において条約の示す子どもの権利保障を検証するため、保育所保育指針、幼稚園教育要領等について比較検討から考察。	子どもの権利の検討において、「自己の意見を自由に表現する権利が保障されているか」等5つの視点にまとめ、それぞれを保育所保育指針、幼稚園教育要領の内容を踏まえ、「保育者の場づくりも含めた援助による思いや考えを表現する土壌醸成」などが示唆された。
13	清水 2020 <sup>15)</sup>	資質・能力から見た遊びの重要性、その遊びが子どもにとって主体的・能動的なものであることの根拠を「児童の権利に関する条約」から再検討する。	遊びが子どもにとって主体的・能動的であることの必要は、その臨床はもとより、子どもの権利条約からも、その年齢に応じた遊びを自由に行う権利とその尊重、さらに意見表明や表現の自由も発達等に応じて考慮される必要性を確然と示している。
14	黒川 2015 <sup>16)</sup>	子どもの権利条約における乳幼児の権利である主体性は、受容的応答的対応で実現するものであり、その主体性を尊重する保育実践やそれを支える条件について考察。	乳幼児の権利は、大人を受容的・応答的な大人との関係の中で実現する。従って、周囲の大人は幼児の気持ちに注意深く耳を傾け、ていねいな対応することが求められることを、さらに、国連子どもの権利委員会の一般的意見第7号「権利保障主体をその主体たらしめる」ための方策から日本の改善課題を示した。
15	玉置 1995 <sup>17)</sup>	人権保育の課題を明確にするために、保育内に存在する「きめつけ」の概念を利用して調査を行い、その構造と課題を考察。	構造として、①身体的・生物学的差異 ②行動様式の差異 ③生活様式の差異の3つのレベルが決めつけの根拠となっていく。よって、乳幼児の生活の中にも決めつけがあり、子どもの人格発達や実生活の解決にも重要な問題であることを指摘。
16	浅田 2016 <sup>18)</sup>	3歳未満児の意見表明能力の形成の内的要素「言葉だけによらない表情なども含む、自分の意思を表現する言動」の解明。方法：①意見表明への配慮内容②保育者による子どもへの考慮方法の2視点から3事例を分析。	能力形成は、信頼関係をつくり意見表明を促し、次に働きかけの試行錯誤による子ども集団の組織化を行う、その上で「子ども時間」を尊重し、子どもが自らの力でより高次の課題に挑戦するのを待つことが支援者には求められることを仮説として提唱。
17	浅田 2017 <sup>19)</sup>	1990年以降の保育における「指導から援助へ」という転換において、保育所保育指針にある指導と援助の関係概念を子どもの権利の視点から明らかにする。	指導・援助ともに、子どもの理解と信頼関係が共通基盤にあることが見出された。さらに、子どもの権利から、指導・援助を求める権利があり、どのような関わりがその信頼関係を構築するのかが明らかにする必要がある。
18	浅田 2018 <sup>20)</sup>	3歳未満児を対象に泣き場面と保育者の応答について、子どもの泣くという行為の保育者の受け止め方の整理、能力の有無と権利の享受を軸に、関係性を権利概念に持ち込むことの意義、乳幼児期における条約12条の意義、子どもの泣きの理由と保育者の応答について考察する。	乳幼児の泣きは、保育者の応答から、シグナル、コミュニケーション、要求という解釈がみられた。さらに人権論の視点から能力の有無と権利の享受については、世取山によれば、条約12条は子どもに大人との人間関係を保障する権利であり、ミノウの関係的権利論を元に条約12条の正しさを主張した。泣きの理由と保育者の応答は、生理的泣きは快不快の分化と生活習慣獲得の軸、安全欲求の泣きは子どもの世界を広げる軸、社会的欲求の泣きは子どもの自己決定を支える軸となることが見出された。
19	玉置 2010 <sup>21)</sup>	育てるべき人権行動を、保育所保育指針の検討、行動を軸とする自我の形成仲間関係、偏見の内面化を位置付ける必要性、保育者の果たす役割の検討から、乳児の人権保育の視点とその保育目標を提示することを目的としている。	育ちの構造としての年齢区分（0/1/2歳）の中で、自己・他者尊敬、公平、反偏見という育ちの視点を有す大人との一体的な関わりと人権の基礎体験が自己尊厳・他者尊敬等の土台となる。さらに他者との自己調整力育成期を経て、人権を大切にす心と行動の土台が育つとの試論を構築。乳児期こそが人権保育の土台であると論じている。

## 結果と考察

抽出した文献の概要は表1のとおりである。今回取り上げた19本の論文は全て乳幼児の保育に関するもので、保護者の養育に関するものはなかった。また、そのうちデータを収集するための調査を行わずに論考により書かれているものが16本（番号1、3、4、5、6、8、9、11、12、13、14、15、16、17、18、19）、尺度等を用いた選択式のアンケート等による量的なデータを用い分析・考察しているものは3本（2、7、10）であった。

アンケート調査を行った論文に関して、その調査対象は、保育士へのアンケート2件（2、7）、年長児への非参与観察、事例記録、聴き取りによる調査が1件（10）であった。

また、論考による文献の論考内に子どもの権利条約の言及があるものが16件（番号1、2、3、4、5、6、8、9、10、11、12、13、14、15、16、18）、うち条約第12条の意見表明権への言及があるものが11件（番号1、2、3、4、5、10、11、13、14、16、18）、同第3条の子どもの最善の利益への言及があるものが7件（番号1、2、4、5、6、8、9）となっている。保育所保育指針等をとおして乳幼児の人権に言及していたものが9件（番号1、4、5、8、9、12、13、17、19）であった。さらに子どもの権利条約に一切触れていないものが、3件（7、9、19）であった。

この表の結果から考察できる点は以下の3つである。

- ① 保育者の乳幼児の権利擁護に対する理解度 アンケート調査が著しく少ない点は、協力対象がいなかった可能性もあるが、加えて調査対象となる保育者の乳幼児の権利擁護に対する理解度が不十分であることも、調査における適切な解答を得る事を困難にしている可能性が否定できない。
- ② 子どもの権利条約における意見表明権と子どもの最善の利益の件数差 これは、乳幼児の意見表明については、その年齢発達に応じるがゆえに困難度が高く、研究が強く求められていることが推測される。すなわち、保育現場において、子どもの最善の利益については、保育指針にも記載があるとおりに、児童の権利擁護の概念として強く意識され、多様に取り組みされているところである。しかし、意見表明については、そもそもその表明をどのように捉えればよいのか、さらにその捉えを改めて汲み取ることに努めなければ、守ることが困難な権利であることが、件数差に示されていると史料される。
- ③ わが国独自の発達をしている人権保育 子ども権利条約に言及がなかった3つの文献はいずれも人権保育を軸にすえた展開がなされている。人権保育については、総合考察で詳しく述べる。

## 総合考察および今後の課題

乳幼児の養育・保育は、保護者や保育者など周りの大人が子どもの気持ちや考えを常に積極的かつ最大限に汲み取りながら行われている。例えば、乳児の泣き声は、空腹なのか、おむつが気持ち悪いのか、どこか痛いのかなど状態をていねいに観察し、対応している。また、幼児は語彙力や論

理的思考が発達途上にあり、その不十分さを補うためにていねいに声をかけ、聴き取りながら対応を行っている。これらは、乳幼児を育てる場面において当然であるとともに、児童福祉法第二条の「保護者の児童に対する養育の第一義的責任」、保育所保育指針の「子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うため」と、保護者・養育者に求められる姿でもある。

しかし、児童福祉法、子どもの権利条約において「子どもは権利主体であること」が明記される中で、前述の乳幼児の養育・保育における取り組みを、子どもの権利擁護の視点から捉えなおすことは、乳幼児の権利を守るとともに、養護・保育の向上を図るものと考え、これらに関する研究の文献調査を行った。

いずれの文献においても、子どもの最善の利益を守るための取り組みや権利行使の起点となる意見表明に関する内容、乳幼児の身体機能的にも語彙力的にも未成熟であることへの対応、保育場面における権利擁護に関する対応などに関する記述が多くあった。また、その保育場面において、乳幼児への応答的な対応が求められる保育士にあって、その応答にあたるに、子どもの権利に対する理解の低さを指摘するものもあった。

黒川は子どもの意見表明権について、「子どもの『聞かれる権利』とも表現できる」とし、子どもの権利委員会7号の指摘する発達過程にある子どもの意見表明能力に対する保育現場におけるあり方を保育士に理解しやすい言葉で示していることは、権利理解の普及において重要であると考え。さらに最善の利益についても、保育士の求める最善の利益ではなく、子どもの主体性を尊重するという視点で判断をすべきとの指摘もあった。これは、イタリアの事例にある乳幼児の「100の言葉」という視点において、子どもの多彩な表現を意見表明の態様を捉えたもので、そこから子どもの意思の理解を促す取り組みであり、今後の権利擁護において示唆に富むものであった。

また、わが国の人権擁護の取り組みとして、同和運動と呼ばれる歴史を有す取り組みがある。これらの取り組みを背景に、わが国の人権問題解決への様々な取り組みが行われる中、その道筋の一つである人権への学びが、子どもに対する教育や保育において展開されたものであり、国際的な枠組みの求めに応じるものではなく、日本の人権歴史を踏まえた権利擁護の取り組みと言えると考える。

これらの文献調査から、わが国において、乳幼児に対する権利擁護の様々な取り組みが行われていることがわかった。また、子どもの権利条約や児童福祉法の理念に基づく権利擁護の取り組み、特に乳幼児に対する取り組みは、保育する側に深い権利理解と強い権利擁護意識が求められていることもわかった。さらに、わが国独自の権利擁護の展開が保育においても行われていることがわかった。

これらを概観すると、乳幼児の権利擁護にかかる子ども達を取り巻く環境については、保育環境の影響がとても大きいこと、さらに、その環境における人間関係、すなわち乳幼児と保育士の関わりの中に、乳幼児の権利擁護が存在していることが強く示されていると考える。しかし、ここから得られる乳幼児の権利擁護における保育士の取り組みの重要性を鑑みると、その権利擁護を保育で実践するために保育士が何を学ばなければならないかを示唆する文献は見られなかった。

今後は、保育士養成校としても、保育士が理解すべき乳幼児の権利擁護学習についての調査研究をしたいと考える。

### 終わりに

この論文を作成中に、静岡県内の保育園で保育士3名が園児を暴行し逮捕と、憤激を禁じえない報道が飛び込んできた。静岡新聞の社説<sup>22)</sup>には、「なぜ、3人はこうした行為に走ったのか。コロナ禍のストレス、人手不足による多忙は保育施設で働く多くの保育士が感じていよう。そのことと虐待は容易につながらない」「同僚の保育士からは「虐待行為を見ても誰にも言えなかった」とある。

保育士のこのような行動を招かないようにするためには、様々な取り組みが必要であると考えますが、何よりも、子どもを一人の権利主体である人間として捉える力を保育士が十分に培うこと、すなわち乳幼児への権利擁護意識を高める事こそが最も重要だと感じており、児童の権利擁護に関する研究の重要性を再認識している。

### 引用文献

- 1) 日本弁護士連合会. (2005). 国連子どもの権利委員会の一般的意見7号 [https://www.nichibenren.or.jp/activity/international/library/human\\_rights/child\\_general-comment.html](https://www.nichibenren.or.jp/activity/international/library/human_rights/child_general-comment.html)
- 2) ユニセフ. (2001). 図2 幼い子どもの権利：世界子供白書2001, 14.
- 3) 千葉直紀. (2019). 保育・教育現場における子どもの人権：子どもの意見表明権に着目して. 上田女子短期大学紀要, 43, 67-80.
- 4) 小田倉 泉. (2020). 乳幼児の「意見表明」と「最善の利益」保障に関する研究：保育学研究, 46-2, 188-198.
- 5) 小田倉 泉. (2020). 乳幼児の意見表明権とその実施に関する考察：Jコルチャックの権利思想を基として：埼玉大学紀要, 56-1, 95-107.
- 6) 浅田明日香. (2021). 保育における人権教育の課題－幼児期の終わりまでに育って欲しい姿に焦点を当てて：岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究紀要, 54, 1-7.
- 7) 寶川雅子, 越智幸一. (2022). 子どもの権利条約を保育の実践へ. 教育文化研究 (11), 1-11.
- 8) 曾和信一. (2006). 人権保育と「同和」保育. 四條畷学園短期大学紀要, 39, 1-12, 2006.
- 9) 玉置哲淳. (2006). 子どもの目線にたった人権保育の目標の検討 (1). エデュケア, 26, 27-46.
- 10) 有馬知江美. (2013). 子どもの感性を通じた「人権保育」の視座. 白鷗大学教育学部論集, 7 (1), 39-55.
- 11) 浅田明日香. (2017). 保育所における子どもの権利行使の指導：子どもの権利条約第5条に着目して：人間発達学研究, 8, 1-10.
- 12) 爾 寛明. (2006). 子ども参加・参画型保育における「話し合い活動」の充実に関しての一考察：子どもの権利条約における意見表明能力の育成における話し合い活動の取り組み方について. 佛教大學大学院紀要, 34, 95-105.
- 13) 森 眞理. (2022). 子どもの権利と乳幼児教育・保育実践の関係性：レッジョ・エミリア市の乳幼児教育から



- 考える：神戸親和女子大学大学院研究紀要, 18, 35-44.
- 14) 長谷範子. (2015). 子どもの権利と保育：保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針の検討から：四條畷学園短期大学紀要, 52, 69-76.
  - 15) 清水将之. (2020). 保育内容／領域における「遊び」の視座の再構築：playworkからのアプローチ：淑徳大学短期大学部研究紀要, 61, 35-47.
  - 16) 黒川久美. (2015). 乳幼児期の子どもの権利と保育・療育の今日的課題：南九州大学人間発達研究, 5, 27-34.
  - 17) 玉置哲淳. (1995). 乳幼児期の子どもの権利と保育・療育の今日的課題. 大阪教育大学紀要 第IV部門教育学, 43 (2), 187-198.
  - 18) 浅田明日香. (2016). 乳児保育における「意見表明権」保障とは何か：意見表明能力の形成要素に焦点を当てて：人間発達学研究, 7, 1-11.
  - 19) 浅田明日香. (2017). 保育における指導と援助の関係：子どもの権利の視点から：人間発達学研究, 9, 1-8.
  - 20) 浅田明日香. (2018). 子どもと保育者の相互的な関係：泣き場面での意見表明に着目して：愛知県立大学教育福祉学部論集, 66, 11-17.
  - 21) 玉置哲淳. (2010). 乳児の人権保育実践展開の視点と目標（試論）：エデュケア, 30, 1-20.
  - 22) 静岡新聞. (2022. 12/11). 社説 時論「なぜ？が積み重なる園児虐待」

